

滋賀県指定今津町鳥獣保護区
今津町特別保護地区

指定計画書（案）

令和7年 月 日

滋賀県

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

今津町鳥獣保護区今津町特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

高島市今津町角川地先の角川林道と石田川ダム堰堤との交点を起点とし、同所から同林道を北進し、私有林と角川県営林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し、同県有林と国有林の境界線との交点に至り、同所から国有林の境界線を北進し、角川県営林と角川県有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み角川林道との交点に至り、同所から同林道を東進し角川県有林と私有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み県有林作業路との交点に至り、同所から同作業道路を西進し石田川ダム堰堤との交点に至り、同所から同堰堤を西進し起点に至る線により囲まれた区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで(10年間)

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、今津町鳥獣保護区のうち、石田川上流部に所在する石田川ダムおよびその周辺のスギ、ヒノキおよび広葉樹からなる森林が大部分を占め、サンショウクイ、センダイムシクイ、オオルリ等の鳥類およびニホンカモシカ等の獣類の良好な生息環境となっており、森林鳥獣の生息地として重要な役割を果たしているため、鳥獣保護区特別保護地区として指定する。

(3) 管理方針

第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣の生息・繁殖環境の維持を図るとともに、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。

森林鳥獣生息地として、森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

3 特別保護地区の面積内訳

総面積 234ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 218ha

農耕地 0ha

水 面 16ha <干潟 0ha>

その他 0ha

イ 所有者別内訳

国有地				0ha		
	国有林			有・無		
		所管省庁				
			林野庁		有・無	
				制限林		有・無
				保安林		有・無
				砂防指定地		有・無
				その他		
			普通林		有・無	
		文部科学省			有・無	
	その他					
国有林以外			有・無			
	所管省庁					
地方公共団体有地				218ha		
	県有地			218ha		
	市町有地			0ha		
私有地				0ha		
公有水面				16ha		

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域		有・ ☐ 無
() 自然環境保全地域	特別地区	有・無
	普通地区	有・無
自然公園法による地域		有・ ☐ 無
琵琶湖国定公園	特別保護地区	有・無
	特別地域	☒ 有・無
	普通地域	有・無
文化財保護法による地域		有・ ☐ 無
その他		

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

別紙位置図のとおり。

イ 地形、地質等

地形は、一部ダム湖水面を含むが、急峻な山地であり、大部分が林野である。

地質は、粘板岩が大部分を占め、一部チャートを含む。

ウ 植物相の概要

上層はスギ、ヒノキを主とした人工林とミズナラ、コナラ等を主とした広葉樹林が混在し、下層はツツジ類、ウツギ類、アセビ、ソヨゴ類が生育している。

エ 動物相の概要

大型獣のニホンカモシカやツキノワグマを始め、中型獣のキツネやイタチ、鳥類など森林鳥獣の重要な生息地となっている。

(2) 生息する鳥獣類(よく見られる種は枠囲い、天然記念物・希少鳥獣はアンダーライン)

ア 鳥類

カルガモ、ジュウイチ、ホトトギス、ツツドリ、キジバト、アオバト、カワウ、クマタカ、トビ、サシバ、アカショウビン、コゲラ、アカゲラ、アオゲラ、ハヤブサ、サンショウクイ、サンコウチョウ、モズ、カケス、ハシブトガラス、ヒガラ、ヤマガラ、コガラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ツバメ、イワツバメ、ウグイス、ヤブサメ、エナガ、センダイムシクイ、メジロ、ミソサザイ、ゴジュウカラ、キバシリ、クロツグミ、アカハラ、コサメビタキ、オオルリ、キビタキ、ルリビタキ、カヤクグリ、キセキレイ、セグロセキレイ、イカル、ベニマシコ、カワラヒワ、ホオジロ、カシラダカ、アオジ、ソウシチョウ

イ 獣類

キツネ、イタチ、ニホンザル、ニホンジカ、タヌキ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

ア 過去3ヶ年の有害鳥獣捕獲等許可件数（当該地区における許可件数を記載）

令和4年度 4 件 令和5年度 4 件 令和6年度 4 件

イ 有害鳥獣の種別ごとの被害作物、樹木名等

鳥 獣 名	被害作物名・樹木名
ニホンジカ	スギ、ヒノキ、広葉樹
ツキノワグマ	スギ、ヒノキ

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息および繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

鳥獣保護区用制札、特別保護地区用制札および案内板を設置している。